

庁議の概要

開催日 平成 22 年 2 月 15 日 (月)

◎項 目

- 1 県議会「少子化対策・子育て支援特別委員会」の提言に対する「対応・検討状況」について【地域福祉部】
- 2 平成 22 年度少子化対策関連当初予算案について【地域福祉部】
- 3 各部局等の動向について【各部局等】

◎内 容

- 1 県議会「少子化対策・子育て支援特別委員会」の提言に対する「対応・検討状況」について【地域福祉部】

地域福祉部から「少子化対策・子育て支援特別委員会」の提言に対する「対応・検討状況」について説明後、意見交換を行った。

【概要説明】

- ・平成 19 年 6 月に県議会に特別委員会が設置され、平成 20 年 9 月に中間報告がなされた。その後、中間報告以降の検討状況が不十分なものを中心に、昨年 2 月議会で最終的な提言が取りまとめられた。
- ・各部局には平成 22 年度の予算化も含め検討してもらった。2 月議会で検討状況や対応方針を報告したいと考えている。その際、関係する課長には同席し、質疑への対応をお願いしたい。
- ・検討状況・対応方針については、現時点での各部局の考え方を、対応できているものや継続して取り組むもの、施策の実現に向けて引き続き検討していくもの、「その他」の 3 つに区分し整理した。
(以下、主な項目に関する各部局の考え方を紹介)
- ・結婚への支援対策の強化については、出会いのイベントの実施や市町村への補助を継続し、地域でのボランティアによるお世話の仕組みづくりを行っていききたい。
- ・第 2 子以降の保育料の軽減については、県の財政状況からこれ以上の補助は困難である。国で幼児教育の無償化や保育制度全般の見直しが検討されている状況も踏まえ、国に政策提言を行っていききたいと考えている。
- ・国で公立高校の授業料の無料化や私立高校に対する就学支援制度、奨学金の拡充が行われることになっているため、県では融資制度を創設せず現在の授業料減免制度の取り組みを引き続き行うこととしている。
- ・乳幼児医療費については、昨年 3 子以降の無料化をスタートさせたところであるが、県の財政状況から、対象年齢の引き上げは困難である。医療保険の適用など全国一律の制度に向けて国に政策提言をしていききたい。
- ・県営住宅への子育て家庭の入居優遇措置については、入居制度見直しの検討を引き続き行う。
- ・家庭と仕事の両立支援については、労働局との連携や、次世代育成支援企業の認証制度の普及、セミナー開催などを通じて、ソフト面を中心に取り組む。
- ・子育て応援ファンドは、各市町村や金融機関との調整を行いながら具体的な検討を進めていききたい。
- ・結婚・子育て支援を行う財団の設置については、財源や体制の整備の面からの課題もある。平成 22 年度は、子育て支援に係る業務の一部を教育委員会から地域福祉部に移管し、子育てに関する情報提供の一元化を図るとともに、独身者のお世話やきの仕組みづくりなどを検討していく。
- ・多世代同居を望む方への支援策については、来年度予定している住生活基本計画の見直しの中で必要性を検討していききたい。

- ・育児に関する税制上の優遇措置については、引き続き国の税制改正による影響を注視していく。
- ・出産や子育てに関する効果的な情報提供に関しては、子育て支援に関する情報を一元化するポータルサイトの作成や、子育て情報誌の充実を図っていきたい。

【主な意見】

- ・国が行う子ども手当や高校の授業料無償化と県が行う事業との関係はどうか。
- 国の動向を見ながら引き続き検討をしていく必要がある。

2 平成 22 年度少子化対策関連当初予算案について【地域福祉部】

地域福祉部から平成 22 年度少子化対策関連当初予算案について説明後、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・少子化対策関連予算としては総額で約 50 億円であり、平成 21 年度の 37 億円から 13 億円、35%増となっている。児童手当の約 15 億円を除くと 53%増である。国の安心こども基金を活用した児童養護施設等の整備など約 10 億円が増額の主な要因となっており、ライフステージごとにまとめている。
- ・妊娠から出産期の支援では、新規事業の母体管理支援事業は、妊婦検診の適正な受診を進めるため、全妊婦を対象に意識調査の実施や、市町村が行う未受診者等の訪問事業に対し助成を行うこととしている。
- ・周産期医療体制整備事業費が減額となっているのは、補助対象であったくぼかわ病院が分娩の取り扱いを廃止したためである。また、不妊治療費助成事業の減額は高知市への補助を廃止するためである。
- ・育児・子育て期の支援では、国の安心こども基金を活用した新規事業である地域子育て創生事業費補助金は、市町村の創意工夫のある子育て支援事業に対して一定額の助成を行う。
- ・託児サービス提供事業費は、ひとり親が就業訓練を受ける際の託児サービスの仕組みを新たにつくるものである。
- ・放課後子どもプラン推進事業費では、すべての小学校区での実施に向けて実施個所を増加するとともに、保護者の利用料の減免に関する助成措置を創設することとしている。
- ・多子世帯保育料軽減事業費補助金では、実施市町村が平成 21 年度 10 市町村から 28 市町村に増えることから、予算額も増加をしている。
- ・働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援については、次世代育成支援認証制度の普及により子育てしやすい職場環境づくりに取り組む。また、結婚や家庭を持つことの素晴らしさを伝え、子育て家庭を県民みんなで応援していく雰囲気を作っていくことが大切なことであるので、広報や啓発活動にも力を入れていきたい。

【主な意見】

- ・不妊治療費の助成について、なぜ高知市への補助が廃止になるのか。

→平成 19 年度の創設時は時間的な余裕もなく高知市に支援していくこととしたが、高知市は中核市であるため、2 年前から打ち切るという話をしてきた。高知市は、県の単独継ぎ足しのようなものを引き継ぐことになれば、(別の事業についても) 引き継ぎさせられるのではとの考えで、予算をつけないとの判断をしたと聞いている。

- ・少子化対策県民運動推進事業費が増額しているが、なぜか。

→新たに、県民会議活動促進事業費補助金を創設した。これは、県民会議の構成団体が連携して、少子化対策の様々なイベントや取り組みを行う際に支援するもの。県民会議の構成団体の活動を一層活性化していきたい。

3 各部局等の動向について【各部局等】

総務部が取りまとめた各部局の今週の動きに関する資料を配布の上、各部局等より概要説明を行った。